

身近な相談相手 民生委員・児童委員

◎新しい民生委員・児童委員を紹介

4月1日付で、次の民生委員・児童委員が、厚生労働大臣から委嘱されました。

【担当地区】原方・篠原

鈴木 啓治さん(原方)

◎定期訪問

4月から、町内全域で担当地区の民生委員・児童委員が、次の世帯を対象に訪問調査をし、その後、見守りや相談・支援のために定期訪問を行います。

民生委員・児童委員が訪問したときは、ご協力をお願いいたします。

対象

①65歳以上でひとり暮らし世帯

②65歳以上の方だけで構成する世帯

問 福祉課社会福祉班

☎(84)1257

救急医療情報キット

「救急命のボタン」を配付

「救急命のボタン」は、緊急時に駆けつけた救急隊などが、命のボタン(救急情報用紙)を発見することで、その方の病名などの情報を的確に知ることができ、救命の一助となるものです。

希望する方は、担当地区の民生委員・児童委員、または福祉課へお申込ください。

対象 町内在住で65歳以上のひとり暮らしの方

※日中、ご家族が不在でひとりになる方も含まれます。

配付品 救急医療情報キット「救急命のボタン」一式(救急情報用紙・ケース・マークステッカー)

料 金 無料

問 福祉課社会福祉班 ☎(84)1257

「救急 命のボタン」一式



いつ起こるかわからない災害のために

避難行動要支援者名簿へ登録を

町では、災害が発生したときに、特に配慮が必要な方(避難行動要支援者)の名簿を作成しています。申請書が届いた方は、必要事項を記入し、福祉課へご返送ください。

名簿登録対象者

- ①65歳以上でひとり暮らしの方、または65歳以上の方のみの世帯
- ②介護保険における介護認定を受けていて、要介護3以上の方
- ③身体障害者手帳の交付を受けていて、障害の程度が1級、2級、3級の方
- ④視覚・聴覚の障害認定を受けている方
- ⑤療育手帳の交付を受けていて、障害の程度がAまたはA判定の方
- ⑥精神障害保健福祉手帳の交付を受けていて、障害の程度が1級の方
- ⑦指定難病の治療を受けている方
- ⑧①から⑦に準じる状態にある方

※長期間、病院へ入院している場合や施設へ入所している方は対象となりません。



名簿活用方法

避難行動要支援者名簿に記載されている個人情報、避難支援者(消防、警察、民生委員・児童委員、行政総務員、社会福祉協議会、自主防災組織)へ提供することに同意いただくことで、日ごろの見守りなどの支援が受けられやすくなります。なお、避難支援者は、法律で守秘義務が課せられています。

※支援は避難支援者の任意の協力ですので、法的な責任や義務を負うものではありません。

問 福祉課社会福祉班 ☎84-1257